

加賀市医療センター障害者活躍推進計画

機関名	加賀市医療センター
任命権者	加賀市病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
加賀市医療センターにおける障害者に関する課題	加賀市医療センターにおいては、現時点で法定雇用率2.5%を満たしている。しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定であり、令和2年度以降、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。 本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
① 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。
② 定着に関する目標	毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備する。 ・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ・ 障害者職業生活相談員を選任する。（選任義務） 	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ・ 障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 	
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。 	